

建築物 新築・増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕等

		市内全域(景観形成推進区域を除く)		
		山地・山間地域	田園地域	市街地地域
敷地内における位置	(1)歴史あるまちなみを有する地域では、周辺建築物と通りに面する壁面の位置を合わせるなど、まちなみの連続性に配慮すること。それ以外の地域では、道路に面する部分に、できるだけ空地を確保し、オープンスペースを設けるなどして、やすらぎとゆとりがある開放的なまちなみとなるよう配慮すること。			
形態・意匠	(1)周辺建築物との調和を図り、良好な景観に配慮すること。			
	(2)歴史あるまちなみを有し、周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成されている地域においては、周辺の建築様式を継承した意匠に配慮すること。なお、これにより難しい場合はこれを模した意匠とすること。			
	(3)歴史あるまちなみなど、周辺建築物が勾配屋根となっている地域では、周辺や山なみなどの調和を図るため、勾配屋根等の工夫を行い、適度な軒の出を有すること。			
	(4)屋根等に設備を設ける場合は、できるだけ目立たない位置に設置し、建築物本体および周辺景観との調和に配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、目隠し等の措置を講じるなどの対策を図ること。また、山なみや周辺建築物等のスカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。			
	(5)大規模建築物にあつては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。			
	(6)太陽光発電設備を設置する場合は、周囲に反射光等の影響がないよう十分に配慮するとともに、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。			
	(7)太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、当該建築物と一体的に見える形態のものを使用するように努めること。			
	(8)周辺の既存地域に配慮しつつ、開放的にぎわいのある景観形成に努めること。			
色彩	(1)できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図ること。			
	(2)外観および屋根の基調色、強調色(アクセントカラー)は、次のとおりとすること。			
		色相	明度 下限値	彩度 上限値
		0.1R~10G	3以上	6以下
		0.1BG~10RP	3以上	3以下
		無彩色	1以上	—
	※色彩については、マンセル表色系(JISZ8721)で表示。 ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。 ※強調色(アクセントカラー)についても原則基準の範囲内としますが、やむを得ず使用する場合は5%程度とすること。			
	(3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせ、その性質を十分考慮すること。			
(4)周辺の景観の色相と対比する色相を使用する場合にあつては、対比調和の効果が発揮できるよう十分配慮すること。				
(5)太陽光パネルの色彩は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。				
(6)太陽光発電設備の付属設備の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。				
素材	(1)周辺と調和した素材や材料の使用に努め、耐久性や対候性に優れたものを使用すること。			
(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。				
敷地の緑化および樹木等の保全措置	(1)潤いのある景観に配慮し、敷地内にはできるだけ緑化を施すこと。			
	(2)緑化に当たっては、自然植生を考慮し、四季を感じさせる樹木など樹種の構成および配置に配慮し、周辺環境との調和が図られるよう努めること。			
	(3)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する樹木について、できるだけ残すこと。			
	(4)大規模建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感、および突出感をやわらげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。			
	(5)建築物等の敷地面積が0.3ha以上であるものにあつては、原則として敷地面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りでない。			
	(6)空地にはできるだけ植栽を施したりプランターなどを設置したり、潤いのある景観形成に努めること。			

工作物 新築・増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕等

		市内全域(景観形成推進区域を除く)		
		山地・山間地域	田園地域	市街地地域
垣、さく、塀などに類するもの	(1)周辺環境との調和を図り、意匠を周辺景観と調和するよう配慮するなど、良好な景観に配慮すること。			
(2)市街地以外の地域では、できるだけ生垣によるものとし、それ以外は自然素材を使うなど、潤いや落ち着きのあるまちなみに配慮すること。				
(3)できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図ること。				
土地に自立して設置する太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの	(1)主要な眺望点からの俯瞰や山々の眺望を阻害する恐れのある尾根線上、丘陵地、高台への設置はできるだけ避けること。			
	(2)歩行者および周辺の景観に影響があるものは、敷地境界線からできるだけ多く後退し、植栽などにより施設の目隠しとなるような措置を講じること。			
	(3)敷地内の空地や切土・盛土による造成地は、特に早期の緑化に努めること。			
	(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。			
	(5)太陽光パネル等の設置については、周囲に反射光等の影響がないよう十分に配慮すること。			
	(6)太陽光パネルの色彩は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。			
	(7)太陽光発電設備の付属設備の色彩は、低彩度の色彩とし、周辺環境と調和したものとすること。			
	(8)太陽光パネルを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。			
	(9)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。			
その他のもの	(1)周辺環境との調和を図り、意匠を周辺景観と調和するよう配慮するなど、良好な景観に配慮すること。			
	(2)敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないよう努めること。			
	(3)後退によりできる空地は、緑化に努めること。			
	(4)緑化に当たっては、自然植生を考慮し、樹種の構成および配置に配慮し、周辺環境との調和が図られるよう努めること。			
	(5)建築物等の敷地面積が0.3ha以上であるものにあつては、原則として敷地面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りでない。			
	(6)できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図ること。			

その他

		市内全域(景観形成推進区域を除く)		
		山地・山間地域	田園地域	市街地地域
開発行為	宅地分譲を目的として行なわれる開発行為に関しては、区域内で継続的に良好な景観形成が図られるよう、景観協定などの締結に努めること。			

景観形成推進区域(文化的景観地区)

海津・西浜・知内の文化的景観地区、新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観地区、大溝・乙女ヶ池周辺の文化的景観地区

敷地内における位置	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣合よく配置すること。																
	(2)建築物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに琵琶湖に面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退することを原則とする。ただし、古くから発達した集落のある地区であつて、湖岸や河川または周辺道路に接して建築物が連たんしている地域における建築物(大規模建築物を除く)で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないと認められるものについては、この限りでない。																
	(3)周辺建築物と壁面の位置を合わせるなど、まちなみの連続性に配慮すること。																
	(4)砂浜樹林地域では、水泳場施設(売店、更衣室等)は、できるだけ樹林の後背部に設ける等の措置により湖岸から目立ちにくくすること。																
形態・意匠	(1)周辺景観との調和に配慮し、全体にまとまりのある形態とすること。																
	(2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林がある地域にあつては、原則として、勾配のある屋根を設けること。																
	(3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。																
	(4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。ただし、これにより難しい場合は、目隠し等の措置を講じるなどの対策を図ること。また、山なみや周辺建築物等のスカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。																
	(5)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。																
	(6)屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。																
	(7)周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成されている地域は、周辺の建築様式を継承した意匠に配慮すること。なお、これにより難しい場合はこれを模した意匠とすること。																
	(8)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。																
	(9)周辺に建築物等がないなど、周辺との調和を図る基準がない場合は、高さを13m未満にするよう努めること。																
	(10)太陽光発電設備を屋根材等として一体で使用する場合は、周囲に反射光等の影響がないよう十分に配慮するとともに、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。																
	(11)太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、当該建築物と一体的に見える形態のものを使用するように努めること。																
色彩	(1)けげげばしい色彩とせず、周辺の自然景観に馴染んだ落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図ること。																
	(2)外観および屋根の基調色、強調色(アクセントカラー)は、次のとおりとすること。																
	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <th>下限値</th> <th>上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10G</td> <td>3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~10RP</td> <td>3以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>1以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	下限値	上限値	0.1R~10G	3以上	6以下	0.1BG~10RP	3以上	3以下	無彩色	1以上	—
	色相	明度	彩度														
		下限値	上限値														
	0.1R~10G	3以上	6以下														
0.1BG~10RP	3以上	3以下															
無彩色	1以上	—															
<p>※色彩については、マンセル表色系(JISZ8721)で表示。                  ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。                  ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。                  ※強調色(アクセントカラー)についても原則基準の範囲内としますが、やむを得ず使用する場合は5%程度とすること。</p>																	
(3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。																	
(4)太陽光パネルの色彩は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。																	
(5)太陽光発電設備の付属設備の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。																	
素材	(1)周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。																
	(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。																
	(3)できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。																
	(4)伝統的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。																
敷地の緑化および樹木等の保全措置	(1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。																
	(2)建築物の敷地面積が0.3ha以上であるものにあつては、原則として敷地面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りでない。																
	(3)汀線、湖岸および主要道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めること。ただし、港湾施設等において、機能上建築物と一体となって湖に接して設ける空地については、この限りでない。																
	(4)建築物が周辺環境と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。																
	(5)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。																
	(6)敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。																
	(7)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内にある場合は、当該樹木等を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。																
	(8)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。																

## 景観形成推進区域(文化的景観地区)

海津・西浜・知内の文化的景観地区、新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観地区、大溝・乙女ヶ池周辺の文化的景観地区

垣、さく、塀などに類するもの	(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。 (2)建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。 (3)湖岸および湖岸道路に面するものにあつては、できるだけ樹木(生垣)によること。 (4)できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。
擁壁	(1)湖岸および湖岸道路および河川に面して設けるものにあつては、できるだけ低いものとする。 (2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。なお、琵琶湖および内湖の水面に面して設けるものにあつては、できるだけ多孔質な構造とし、生物の生息環境に配慮したものとする。 (3)この地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観を創出すること。
煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造柱、鉄柱などに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔などに類するもの、高架水槽	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。 (3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。 (5)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内にある場合は、当該樹木等を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。また、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (7)できるだけすっきりした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。 (8)必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。 (9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 (10)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。 (11)周辺に建築物等がないなど、周辺との調和を図る基準がない場合は、高さを13m未満にするよう努めること。
彫刻などに類するもの	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、湖岸道路から2m以上後退すること。 (3)琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。 (4)汀線、内湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (5)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。 (6)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林またはヨシ原等が敷地内にある場合は、これを修景に生かすよう配慮すること。 (7)原則として、周辺環境になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、湖岸、河川および主要道路から用意に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。 (8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 (9)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。 (10)周辺に建築物等がないなど、周辺との調和を図る基準がない場合は、高さを13m未満にするよう努めること。
汚水または排水を処理する施設	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。 (3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めること。 (4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。 (5)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内にある場合は、当該樹木等を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。また、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (7)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 (8)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。 (9)敷地外周部は生垣等で緑化し、容易に望見できないようにすること。 (10)常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。 (11)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 (12)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。 (13)周辺に建築物等がないなど、周辺との調和を図る基準がない場合は、高さを13m未満にするよう努めること。

景観形成推進区域(文化的景観地区)	
海津・西浜・知内の文化的景観地区、新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観地区、大溝・乙女ヶ池周辺の文化的景観地区	
メリーゴーランド・観覧車・飛行塔、コースター、ウォーターシュートなどに類するもの	<p>(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。</p> <p>(3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めること。</p> <p>(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。</p> <p>(5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p> <p>(7)敷地面積が0.3ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く)にあつては、原則としてその敷地の20%以上の敷地を緑化すること。</p> <p>(8)敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</p> <p>(9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(10)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。</p> <p>(11)周辺に建築物等がないなど、周辺との調和を図る基準がない場合は、高さを13m未満にするよう努めること。</p>
アスファルト、コンクリート、クラッシャープラントなどに類されるもの、石油・ガス・LPG、穀物、飼料などを貯蔵する施設に類するもの	<p>(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。</p> <p>(3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めること。</p> <p>(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。</p> <p>(5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。また、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p> <p>(7)できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>(8)けげばけしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。</p> <p>(9)敷地面積が0.3ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く)にあつては、原則としてその敷地の20%以上の敷地を緑化すること。</p> <p>(10)常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。</p> <p>(11)植栽に当たっては、自然植生を配慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(12)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。</p> <p>(13)周辺に建築物等がないなど、周辺との調和を図る基準がない場合は、高さを13m未満にするよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系に類するもの	<p>(1)鉄塔は原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図り、りょう線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</p> <p>(2)電柱はできるだけ整理統合を図り、目立たないよう配置すること。</p> <p>(3)電柱は、原則として、湖岸沿いおよび樹林の生育域内には配置しないこと。</p> <p>(4)形態の簡素化を図ること。</p> <p>(5)色彩は茶系色とし、周辺景観との調和を図ること。</p> <p>(6)鉄塔の基部周辺は修景緑化を図ること。</p> <p>(7)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。</p>
土地に自立して設置する太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの	<p>(1)主要な眺望点からの俯瞰や山々の眺望を阻害する恐れのある尾根線上、丘陵地、高台への設置はできるだけ避けること。</p> <p>(2)歩行者および周辺の景観に影響があるものは、敷地境界線からできるだけ多く後退し、植栽などにより施設の目隠しとなるような措置を講ずること。</p> <p>(3)敷地内の空地や切土・盛土による造成地は、特に早期の緑化に努めること。</p> <p>(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。</p> <p>(5)太陽光パネル等の設置については、周囲に反射光等の影響がないよう十分に配慮すること。</p> <p>(6)太陽光パネルの色彩は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p> <p>(7)太陽光発電設備の付属設備の色彩は、低彩度の色彩とし、周辺環境と調和したものとする。</p> <p>(8)太陽光パネルを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。</p> <p>(9)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。</p>

景観形成推進区域(文化的景観地区)	
海津・西浜・知内の文化的景観地区、新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観地区、大溝・乙女ヶ池周辺の文化的景観地区	
木竹の伐採	(1)伐採は、できるだけ小規模にとどめること。 (2)土地の面積が0.3ha以上であるものにあつては、樹木を伐採するにあつては、当該土地面積の25%以上を残置し、修景緑化に活用すること。 (3)湖岸または湖岸道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (4)高さ10m以上または枝張り10m以上のものは、できるだけ伐採しないこと。 (5)一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないよう考慮すること。 (6)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講ずること。
屋外における物品の集積または貯蔵	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、既存樹林をできるだけ残すこと。 (2)原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。 (3)遮へい措置を要するものにあつては、その集積または貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとすること。 (4)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講ずること。特に湖や道路など公共空間に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講ずること。 (5)農林水産品置場、商品の展示場等にあつては物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。 (6)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (7)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木等を修景に生かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (8)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
開発行為	(1)宅地分譲を目的として行なわれる開発行為に関しては、区域内で継続的に良好な景観形成が図られるよう景観協定などの締結に努めること。
鉱物の掘採または土石の類の採取	(1)湖岸および湖岸道路からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木による遮へい措置を講ずること。 (2)跡地の整備を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講ずること。
水面の埋立てまたは干拓	(1)護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等、生物の生息環境に配慮したものとすること。 (2)水面の埋立ておよび干拓は原則行わないこと。やむを得ず行う場合は、埋立て後の土地(のり面を含む。)にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講ずること。
土地の形質の変更	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木、樹林もしくはヨシ原等がある場合は、できるだけ保全すること。 (2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整形は土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとする。こと。 (3)のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講ずること。 (4)駐車場を設置する場合にあつては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、湖岸および主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講ずること。 (5)広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であつて、当該施設に係る敷地の面積が2000㎡以上であるときは、敷地面積の20%パーセント相当分以上の緑化をし、湖岸または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

別表3 建築物 新築・増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕等

		景観形成推進区域(水辺景観地区)																				
		琵琶湖地区	琵琶湖特別地区	安曇川中流河川地区																		
敷地内における位置	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣合よく配置すること。			(1)安曇川の河川区域(以下「河川」という。)側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。																		
	(2)原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、古くから発達した集落のある地区であつて、湖岸または湖岸道路に接して建築物が連たんしている地域における建築物(大規模建築物を除く)で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないと認められるものについては、この限りでない。			(2)原則として、建築物の外壁は、河川や視点場となりうる主要な道路(以下「主要道路」という。)から2m以上後退すること。ただし、河川または主要道路に面して建築物が連たんしている地区において、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がない場合(大規模建築物を除く。)等はこの限りでない。																		
	(3)河畔林地域では、原則として建築物の外壁は、隣接する道路および河川側の敷地境界線から2m以上後退すること。			(3)敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合よく配置すること。																		
	(4)砂浜樹林地域では、水泳場施設(売店、更衣室等)は、できるだけ樹林の後背部に設ける等の措置により湖岸から目立ちにくくすること。																					
形態・意匠	(1)周辺景観との調和に配慮し、全体にまとまりのある形態とすること。			(1)周辺景観との調和に配慮し、全体にまとまりのある形態とすること。																		
	(2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林がある地区にあつては、原則として、勾配のある屋根を設けること。			(2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林がある地区にあつては、原則として、勾配のある屋根を設けること。																		
	(3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。			(3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。																		
	(4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。			(4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。																		
	(5)河畔林地域では、建築物の高さは、樹木の樹冠の連続性にできるだけ影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠より突出するときは、勾配屋根とし、妻側が河川に面するように配置すること。			(4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。																		
	(6)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。			(5)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。																		
	(7)大規模建築物にあつては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。			(6)大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。																		
	(8)周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とすること。			(5)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。																		
	(9)市街地湖岸地域において近代的な建築物で形成された地区にあつては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮すること。			(6)大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。																		
	(10)太陽光発電設備を屋根材等として一体で使用する場合は、周囲に反射光等の影響がないよう十分に配慮するとともに、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。																					
	(11)太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、当該建築物と一体的に見える形態のものを使用するよう努めること。																					
色彩	(1)けげげばしい色彩とせず、周辺の自然景観に馴染んだできるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。			(1)けげげばしい色彩とせず、周辺の自然景観に馴染んだできるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。																		
	(2)外観および屋根の基調色、強調色(アクセントカラー)は、次のとおりとすること。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th rowspan="2">※色彩については、マンセル表色系(JISZ8721)で表示。 ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。 ※強調色(アクセントカラー)についても原則基準の範囲内としますが、やむを得ず使用する場合は5%程度とすること。</th> </tr> <tr> <th>下限値</th> <th>上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10G</td> <td>3以上</td> <td>6以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.1BG~10RP</td> <td>3以上</td> <td>3以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>1以上</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	※色彩については、マンセル表色系(JISZ8721)で表示。 ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。 ※強調色(アクセントカラー)についても原則基準の範囲内としますが、やむを得ず使用する場合は5%程度とすること。	下限値	上限値	0.1R~10G	3以上	6以下		0.1BG~10RP	3以上	3以下		無彩色	1以上	—				
	色相		明度	彩度		※色彩については、マンセル表色系(JISZ8721)で表示。 ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。 ※強調色(アクセントカラー)についても原則基準の範囲内としますが、やむを得ず使用する場合は5%程度とすること。																
		下限値	上限値																			
	0.1R~10G	3以上	6以下																			
0.1BG~10RP	3以上	3以下																				
無彩色	1以上	—																				
(3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。			(3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。																			
(4)周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。																						
(5)太陽光パネルの色彩は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。																						
(6)太陽光発電設備の付属設備の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとすること。																						
素材	(1)周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。			(1)周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。																		
	(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。			(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。																		
	(3)できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。			(3)できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。																		
	(4)伝統的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。			(4)地域性のある素材の活用に努めること。																		
敷地の緑化および樹木等の保全措置	(1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。			(1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。																		
	(2)大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であつてその敷地面積が0.3ha以上であるものにあつては、原則としてそれらの敷地の面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りでない。			(2)大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であつてその敷地面積が1.0ha以上であるものにあつては、原則としてそれらの敷地の面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りでない。																		
	(3)汀線、湖岸および主要道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めること。ただし、港湾施設、造船所等において、機能上建築物と一体となって湖に接して設ける空地については、この限りでない。			(3)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めること。																		
	(4)建築物が周辺環境と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。			(4)建築物が周辺環境と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。																		
	(5)大規模建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感、および突出感をやわらげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。																					
	(6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。																					
	(7)敷地内に生育する樹木については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。			(5)大規模建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感、および突出感をやわらげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。																		
	(8)河畔林地域では、敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すよう努めること。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。																					

	<p>(9)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(10)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p>	<p>(6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(7)敷地内に生育する樹木については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(8)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
規模	<p>大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①地域における主要な視点場から眺望した時の見え方に配慮すること。</p> <p>②周辺の主要な視点場から眺望した際に、スカイラインや琵琶湖の水面、背後の山並み等との調和を図り突出しないこと。</p> <p>③大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>	<p>大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>

工作物 新築・増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕等

	景観形成推進区域(水辺景観地区)		
	琵琶湖地区	琵琶湖特別地区	安曇川中流河川地区
垣、さく、塀、門などに類するもの	<p>(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。</p> <p>(2)建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。</p> <p>(3)湖岸および湖岸道路に面するものにあつては、できるだけ樹木(生垣)によること。</p> <p>(4)できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p>		<p>(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。</p> <p>(2)建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。</p> <p>(3)河川または周辺道路に面するものにあつては、できるだけ樹木(生垣)によること。</p> <p>(4)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p>
擁壁	<p>(1)湖岸および湖岸道路に面して設けるものにあつては、できるだけ低いものとする。</p> <p>(2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。なお、琵琶湖および内湖の水面に面して設けるものにあつては、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとする。</p> <p>(3)地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めること。</p>		<p>(1)河川および主要道路に面して設けるものにあつては、できるだけ低いものとする。</p> <p>(2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。</p>
煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造柱、鉄柱などに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔などに類するもの、高架水槽	<p>(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。</p> <p>(3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(5)河畔林地域では、敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すよう努めること。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。</p> <p>(6)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(7)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p> <p>(8)できるだけすっきりした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。</p> <p>(9)必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。</p> <p>(10)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(11)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①地域における主要な視点場から眺望した時の見え方に配慮すること。</p> <p>②周辺の主要な視点場から眺望した際に、スカイラインや琵琶湖の水面、背後の山並み等との調和を図り突出しないこと。</p> <p>③大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>		<p>(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、河川または主要道路から2m以上後退すること。</p> <p>(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(5)できるだけすっきりした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。</p> <p>(6)必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。</p> <p>(7)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(9)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>

彫刻などに類するもの	<p>(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、湖岸道路から2m以上後退すること。</p> <p>(3)琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。</p> <p>(4)汀線、内湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(5)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。</p> <p>(6)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林またはヨシ原等が敷地内にある場合は、これを修景に生かすよう配慮すること。</p> <p>(7)原則として、周辺環境になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、湖岸および湖岸道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。</p> <p>(8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(9)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①地域における主要な視点場から眺望した時の見え方に配慮すること。</p> <p>②周辺の主要な視点場から眺望した際に、スカイラインや琵琶湖の水面、背後の山並み等との調和を図り突出しないこと。</p> <p>③大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>	<p>(1)原則として、河川または主要道路から2m以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。</p> <p>(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、これを修景に生かすよう配慮すること。</p> <p>(3)原則として、周辺環境になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、河川から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。</p> <p>(4)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。</p> <p>(5)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(7)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>
汚水または排水を処理する施設	<p>(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。</p> <p>(3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p> <p>(7)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>(8)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。</p> <p>(9)敷地外周部は生垣等で緑化し、容易に望見できないようにすること。</p> <p>(10)常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。</p> <p>(11)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(12)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①地域における主要な視点場から眺望した時の見え方に配慮すること。</p> <p>②周辺の主要な視点場から眺望した際に、スカイラインや琵琶湖の水面、背後の山並み等との調和を図り突出しないこと。</p> <p>③大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>	<p>(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、河川または主要道路から2m以上後退すること。</p> <p>(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(5)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>(6)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。</p> <p>(7)敷地外周部は生垣等で緑化し、容易に望見できないようにすること。</p> <p>(8)常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。</p> <p>(9)河川または主要道路から後退してできる空き地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(10)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(11)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>
メリーゴーランド・観覧車・飛行塔、コースター、ウォーターシュートなどに類するもの	<p>(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。</p> <p>(3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p> <p>(7)敷地面積が0.3ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20%以上の敷地を緑化すること。</p> <p>(8)敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</p> <p>(9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(10)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①地域における主要な視点場から眺望した時の見え方に配慮すること。</p> <p>②周辺の主要な視点場から眺望した際に、スカイラインや琵琶湖の水面、背後の山並み等との調和を図り突出しないこと。</p> <p>③大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。</p>	<p>(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、河川または主要道路から2m以上後退すること。</p> <p>(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(5)敷地面積が1.0ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20%以上の敷地を緑化すること。</p> <p>(6)敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</p> <p>(7)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(10)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届</p>



別表3

	景観形成推進区域(水辺景観地区)		安曇川中流河川地区
	琵琶湖地区	琵琶湖特別地区	
アスファルト、コンクリート、クラッシャープラントなどに類されるもの、石油・ガス・LPG、穀物、飼料などを貯蔵する施設に類するもの	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。		(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
	(2)原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。		(2)原則として、河川または主要道路から2m以上後退すること。
	(3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
	(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。		(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
	(5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		(5)できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむように配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。
	(6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。		(6)けげばけげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。
	(7)できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむように配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		(7)敷地面積が1.0ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20%以上の敷地を緑化すること。
	(8)けげばけげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。		(8)常緑の中高木を主体とする樹木により、施設に規模に応じた修景緑化を図ること。
	(9)敷地面積が0.3ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20%以上の敷地を緑化すること。		(9)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
	(10)常緑の中高木を主体とする樹木により、施設に規模に応じた修景緑化を図ること。		(10)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
	(11)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		(10)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。 ①大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。
	(12)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。 ①地域における主要な視点場から眺望した時の見え方に配慮すること。 ②周辺の主要な視点場から眺望した際に、スカイラインや琵琶湖の水面、背後の山並み等との調和を図り突出しないこと。 ③大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。		
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系に類するもの	(1)鉄塔は原則として、特別地区内または湖岸もしくは湖岸道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ること。		(1)鉄塔は、原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、河川または主要道路からできるだけ後退して設けること。
	(2)鉄塔はりょう線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。		(2)鉄塔はりょう線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。
	(3)電柱はできるだけ整理統合を図り、目立たないよう配置すること。		(3)電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないよう配置すること。設置する場合には、できるだけ河川または主要道路から後退するよう努めること。
	(4)電柱は、原則として、湖岸沿いおよび樹林の生育域内には配置しないこと。		(4)形態の簡素化を図ること。
	(5)形態の簡素化を図ること。		(5)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。
	(6)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。		(6)大規模建築物等に該当する建築物については、次に掲げる措置を講じること。
	(7)鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。		①大規模建築物等を建築する場合は、市の定めるところにより、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観へ配慮した事項を届け出ること。
土地に自立して設置する太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの	(1)主要な眺望点からの俯瞰や山々の眺望を阻害する恐れのある尾根線上、丘陵地、高台への設置はできるだけ避けること。		
	(2)歩行者および周辺の景観に影響があるものは、敷地境界線からできるだけ多く後退し、植栽などにより施設の目隠しとなるような措置を講じること。		
	(3)敷地内の空地や切土・盛土による造成地は、特に早期の緑化に努めること。		
	(4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめ、樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。		
	(5)太陽光パネル等の設置については、周囲に反射光等の影響がないよう十分に配慮すること。		
	(6)太陽光パネルの色彩は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。		
	(7)太陽光発電設備の付属設備の色彩は、低彩度の色彩とし、周辺環境と調和したものとする。		
	(8)太陽光パネルを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。		
	(9)山なみや琵琶湖の水面、樹林の連続性、周辺建築物等のスカイラインに影響を与えない高さに抑えるよう努めること。		

別表3 その他

		景観形成推進区域(水辺景観地区)		
		琵琶湖地区	琵琶湖特別地区	安曇川中流河川地区
木竹の伐採	(1)伐採は、できるだけ小規模にとどめること。	(1)河川側は、できるだけ小規模にとどめること。 (2)河川または主要道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (3)高さ10m以上または枝張り10m以上のものは、できるだけ伐採しないこと。 (4)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。	(1)河川側は、できるだけ小規模にとどめること。 (2)河川または主要道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (3)高さ10m以上または枝張り10m以上のものは、できるだけ伐採しないこと。 (4)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。	(1)河川側は、できるだけ小規模にとどめること。 (2)河川または主要道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (3)高さ10m以上または枝張り10m以上のものは、できるだけ伐採しないこと。 (4)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。
	(2)河畔林地域では、土地の面積が0.3ha以上であるものにあつては、樹林を伐採するにあつては、当該土地面積の25%以上を残置し、修景緑化に活用すること。			
	(3)湖岸または湖岸道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。			
	(4)高さ10m以上または枝張り10m以上のものは、できるだけ伐採しないこと。			
	(5)一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないよう考慮すること。			
	(6)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。			
屋外における物品の集積または貯蔵	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、既存樹林をできるだけ残すこと。	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。 (2)遮へい措置を要するものにあつては、その集積または貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとすること。 (3)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。特に湖または湖岸道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (4)農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤード等にあつては、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。 (5)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (6)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木等を修景に生かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (7)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。	(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、河川または主要道路から2m以上後退すること。 (3)遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。こと。 (4)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。特に河川または主要道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (5)農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。 (6)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (7)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木等を修景に生かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。	(1)河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、河川または主要道路から2m以上後退すること。 (3)遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。こと。 (4)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。特に河川または主要道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (5)農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。 (6)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (7)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木等を修景に生かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
	(2)原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては当該面の敷地境界線から2m以上後退すること。			
	(3)遮へい措置を要するものにあつては、その集積または貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとすること。			
	(4)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。特に湖または湖岸道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。			
	(5)農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤード等にあつては、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。			
	(6)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹木を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。			
	(7)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木等を修景に生かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。			
	(8)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。			
	(9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			
開発行為	(1)宅地分譲を目的として行なわれる開発行為では、区域内で継続的に良好な景観形成が図られるよう景観協定などの締結に努めること。	(1)宅地分譲を目的として行なわれる開発行為では、区域内で継続的に良好な景観形成が図られるよう景観協定などの締結に努めること。	(1)宅地分譲を目的として行なわれる開発行為では、区域内で継続的に良好な景観形成が図られるよう景観協定などの締結に努めること。	
鉱物の掘採または土石の類の採取	(1)湖岸および湖岸道路からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木による遮へい措置を講じること。 (2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。	(1)湖岸および湖岸道路からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木による遮へい措置を講じること。 (2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。	(1)河川または主要道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、河川または主要道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。	
水面の埋立てまたは干拓	(1)護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等、生物の生息環境に配慮したものとすること。 (2)埋立て後の土地(のり面を含む。)にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。	(1)護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等、生物の生息環境に配慮したものとすること。 (2)埋立て後の土地(のり面を含む。)にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。	(1)護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等、生物の生息環境に配慮したものとすること。 (2)埋立て後の土地(のり面を含む。)にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。	
土地の形質の変更	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木、樹林もしくはヨシ原等がある場合は、できるだけ保全すること。 (2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとする。こと。 (3)のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。 (4)駐車場を設置する場合にあつては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、湖岸および湖岸道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。 (5)広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であつて、当該施設に係る敷地の面積が0.3ha以上であるときは、敷地面積の20%パーセント以上の敷地を緑化し、湖岸または湖岸道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木、樹林もしくはヨシ原等がある場合は、できるだけ保全すること。 (2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとする。こと。 (3)のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。 (4)駐車場を設置する場合にあつては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。 (5)広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であつて、当該施設に係る敷地の面積が1.0ha以上であるときは、敷地面積の20%以上の敷地を緑化し、河川または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全すること。 (2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとする。こと。 (3)のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。 (4)駐車場を設置する場合にあつては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。 (5)広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であつて、当該施設に係る敷地の面積が1.0ha以上であるときは、敷地面積の20%以上の敷地を緑化し、河川または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。	